

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Nov. 30th, 1956. No. 297

# 關西大學學報

昭和31年11月 第 2 9 7 号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可  
昭和三十一年十一月三十日発行（毎月一回三十日発行）  
通巻第二九七号



大学祭ポスター

關西大學學報局

# 金州丸事件の判決書

—瀬戸内海に於ける船舶衝突事件に関する—

賀屋俊雄

明治時代の初半に於て、邦船の外国航路に就役していた当時の船長は、殆んどが外国人、主として英国人であつた。又長崎—門司、門司—瀬戸内海—神戸間、神戸—東京湾間の水路嚮導にあたつた所謂水先人の有資格者も、同様、外国人によつて占められていた。而して、明治廿六年の頃、日清戦役前に於ては、英国船によつて佐世保、呉の軍港へ或は重砲或は重機械類が搬致されたもの夥しき多数にのぼつたものであるが、其水路嚮導に當つた水先人もまた、殆んどすべてが外国人であつた、従つて、軍機上の秘密が全部外部に解放の状態にあつたのである。斯かる情勢下に於て、時の通信省が若干名の水先人募集のことがあつた、此の当時私の父は、英国政府の船長免状の保有者として、日本郵船会社外国航路船の船長の職にあつたのであるが、これを辞して、水先人資格を獲得して爾來、これを終生の業としたものである。此間、明治三十一年、私が十才の頃であつた、私の父が水先人として乗組んでいた日本

郵船会社金州丸（登録屯数二、四五九屯二三、此船は其後明治三十七、八年日露戦役に際し、日本海に於て露西亜浦塩艦隊によつて撃沈された）と大阪商船株式会社所有船宮川丸（登録屯数二五七屯六四）と瀬戸内海讃岐小飛鳥附近に於て衝突の事故を惹起して、宮川丸は此個所に於て沈没、乗船者多数の人命を損することとなつた、この事は私共家庭には一大衝撃であつたとともに、時にとつての大問題として、新聞紙上に久敷に亘つて喧伝せられたものであつた。船舶を失い多数の遭難者を出した大阪商船会社としては、日本郵船会社を相手取つて損害賠償要求の提訴を見る結果となつたのは当然であつた。此頃私はまだ、幼少の頃であり明確な記憶は有していなかつたのであるが、父の没後篋底深く秘められた書類の中から、上記紛争事件に関する次の如き判決書を見出したのである。これによれば、本事件に関して、「原、被告共に、損害賠償請求の理由なし」とされている、しかし私のおぼろに記憶する

ところでは此儘ではおさまらなかつたようである。此判決文を見るにつけて私の感を深くしたことは、此事件に於て大阪商船会社側の訴訟代理人として柿崎欽吾、砂川雄峻両先生の御名前を見出すことである、両先生は後年共に、我関西大学の理事長として本学発展のため尽瘁された方々であること、何等か私共一家と考させられるのである。

（註）柿崎欽吾

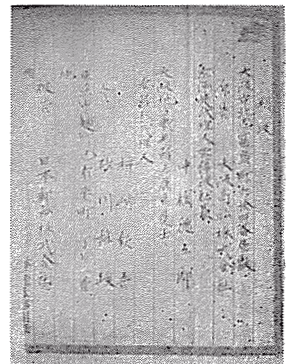
明治二十年東京帝国大学毕业、同二十一年関西法律学校（関大前身）講師、後専務理事として本学の発展に尽し、江戸堀校舎、福島校舎の建設には枢軸をなした。

砂川雄峻

明治十五年東京帝国大学毕业、同十八年大阪弁護士会会長、同二十三年関西法律学校（関大前身）講師、後理事、代表理事として尽力をなした。

（右註は關西大學創立五十年史による）

此判決文は、永劫に我家に保管さるべきものではあるが、いつかは散逸の虞れなきに非ず、幸に、我学報への上梓が許され図書館の一隅に保存の榮を賜らば、私共にとつてこれに越した光榮はないのである。



判決書

## 判決

大阪商船株式会社  
日本郵船株式会社

原告  
大阪市北区堂島町六十四番屋敷  
大阪商船株式会社

被告  
右法定代理人 取締役社長 中橋徳五郎

大阪地方裁判所々属弁護士  
右訴訟代理人 柿崎 欽吾

同 砂川 雄峻

東京都麹町区有楽町一丁目一番地  
被告 日本郵船株式会社  
右法定代理人 取締役社長 近藤 廉平

東京地方裁判所々属弁護士  
右訴訟代理人 岡村 輝彦

同 石原毛 登馬

高松地方裁判所々属弁護士  
同 品治 隆

大阪地方裁判所々属弁護士  
同 林 竜太郎

右当事者間ノ明治廿二年ワ第五号

損害要償請求ノ本訴及反訴事件ニ付  
当支部ハ各一定ノ申立及事実ノ陳述  
ヲ聴キタル上民事訴訟法第貳百貳拾  
八条ニ從ヒ共ニ弁論ヲ請求ノ原因ニ  
ノミ制限シ判決スルコト左ノ如シ

本訴原告カ本訴被告ニ対スル損害  
要償請求ノ原因ナシトス反訴原告  
カ反訴被告ニ対スル損害要償請求  
原因ナシトス本訴々訟費用ハ本訴  
原告ニ於テ反訴々訟費用ハ反訴原  
告ニ於テ各負担ス可シ

#### 事實及理由

本訴原告一定ノ申立ハ本訴被告ハ金  
六万壹千三百八十八円二十三錢六厘  
ト此金額ニ対スル明治三十二年八月  
七日ヨリ判決執行済ニ至ル迄年五分  
ノ遅延利息ト賠償スヘシトノ判決  
ヲ求メ本訴被告ハ本訴原告ノ請求ヲ  
棄却ストノ判決ヲ求ムル旨申立タリ  
反訴原告一定ノ申立ハ反訴被告ハ金  
七千百九十五円八十三錢ヲ弁償ス可  
シトノ判決ヲ求メ反訴被告ハ反訴原  
告ノ請求ヲ棄却ストノ判決ヲ求ムル  
旨申立タリ

原告(反訴被告) カ本訴及反訴ノ事  
實トシテ陳述スル要領ハ本件ハ被告

(反訴原告) 所有汽船金州丸カ其乗組  
員ノ過失ニ因リ原告所有汽船宮川丸  
ニ衝突シタルヨリ生シタル損害金ノ  
賠償ヲ請求スルニアリテ原告所有汽

船登薄屯敷二百五十七屯六四ヲ有ス  
ル宮川丸ハ明治三十一年十月二十五  
日午後五時二十分船長藤原利平ノ指  
揮ノ下ニ讃岐国多度津ヘ向ケ備後  
国鞆津ヲ発シ同六時小飛島ノ北端ヲ  
四鍵半位ノ距離ニ廻航シ船首ヲ磁針  
方位約南東微東二分ノ一東ニ向ケ一  
時間約十一海里半ノ全速力ヲ以テ航  
行中同六時二十五分頃左舷船首約二  
点ニ方リ距離二海里位ニ白緑二灯ヲ  
発見シ始メテ汽船ノ我航路ヲ横切り  
来リアルコトヲ認メタリ 如此兩舷  
相對スル場合ハ海上衝突予防法第十  
九条第二十二條第二十三條ニ依リ他  
船ニ航路避讓ノ義務アリテ而シテ我  
船ハ同二十一條ニ依リ鉞路及ヒ速力  
ヲ保ツベキ法則ナルカ故我船ハ法則  
通針路及速力ヲ保テツ、進航シタリ  
然ルニ同六時廿九分頃兩船稍接近シ  
タル場合ニ臨ミ他船ハ意外ニモ航方  
ニ反シ汽笛二声ヲ発シ其針路ヲ左舷  
ニ取ルノ信号ヲ為シタルカ故咄嗟ノ  
間我船ハ他ニ取ルヘキ策ナキヲ察知  
シ汽笛一声ヲ發シ我船首ヲ右轉シ尚  
ホ他船ノ汽笛二声ヲ聞キ再ヒ汽笛一  
声ヲ發シテ愈々我船首ヲ右舷ニ激突  
シ続テ機関運轉ノ停止及後退ヲ命ジ  
タルモ其効ナク同六時三十分他船ハ  
來テ我船ノ左舷側ニ衝突シ我船ハ大  
破損ヲ蒙リ乍ラ船首ヨリ沈降ヲ始メ  
三四分間ニシテ沈没シ為メニ多數

ノ死傷者ヲ出シ不幸ニ遭遇シタリ  
前記ノ如ク本件衝突ハ全ク他船即チ  
被告所有汽船金州丸ガ航方ヲ遵守セ  
サリシ過失ニ基因スルモノニシテ而  
シテ宮川丸ハ為メニ總計金六万壹千  
三百八十八円二十三錢六厘ノ損害ヲ  
蒙リタリ右ニツキ原告ハ明治三十二  
年八月七日被告ニ対シ損害金ノ賠償  
ヲ請求シタル共被告ハ不当ニモ之ニ  
応セサルヲ以テ止ムナク本訴ニ及ヒ  
タル次第ナレハ元ヨリ被告ノ反訴請  
求ニ応スヘキ謂ハレ更ニ之レナシト  
云フニアリ  
被告ハ本訴及反訴ノ事實トシテ陳述  
スル要領ハ日本郵船株式會社所有ノ  
登薄屯敷二千四百五十九屯二三ヲ有  
スル汽船金州丸ハ明治三十一年十月  
二十五日正午肥前國長崎ヲ經テ英領  
香港ニ向ケ撰津國神戸ヲ發シ同午後  
六時二十八分頃讃岐國高見島ノ北端  
ヲ約四鍵ノ距離ニ並航シ針路ヲ西微  
南四分ノ三南ニ定メ一時間約十二海  
里ノ全速力ニテ進航シ船長「エフ、  
ヂー、ブラオン」免許水先人賀屋洋介  
三等運轉士白水嘉藏船橋ニ在リシ同  
六時三十分頃右舷船首約二点凡ソ三  
海里ノ距離ニ宮川丸ノ白灯ヲ認メタ  
ルモ曇天ノ月夜北東ヘ至ル微風約四  
分ノ一節西流セル漲潮ニシテ附近ノ  
島嶼瞭然タルヲ以テ「エフ、ヂー、  
ブラオン」ハ別ニ意ニ介セス晚餐ノ

為メ水先人ニ本船ノ運航ヲ任セ船橋  
ヲ去レリ同六時三十二分頃其距離約  
二海里ニ至リ同方位ニ其紅灯ヲモ現  
ハシタルヲ以テ水先人ハ暫ク其動靜  
ヲ窺ヒ船首ヲ右轉シ之ヲ避ケシトシ  
タルト殆ソ同時ニ宮川丸モ針路ヲ  
左轉シ兩船五二三灯ヲ認ムルニ至リ  
タルニヨリ水先人ハ更ニ舵柄ヲ右舷  
ニ偏シ原針路ニ復セントスルニ際シ  
宮川丸ニ於テ倉皇船首ヲ右轉シ再々  
紅灯ヲ相對シ左舷ノ方ヲ航過セント  
セシニ金州丸ハ時恰モ徐々ニ左轉中  
ナルヲ以テ汽笛短聲ヲ二發シタルニ  
宮川丸ハ危險ヲ慮リ汽笛短聲ヲ發シ  
舵柄ヲ激偏シテ右轉ヲ繼續シ危險極  
メテ切迫スルニ至リ兩船共ニ機關ノ  
運轉ヲ全速力後退セシモ其効ナク同  
六時三十八分頃金州丸ノ船首宮川丸  
ノ左舷船橋ノ後部ニ衝突セリ之ヲ海  
上衝突予防法ニ照スニ最初宮川丸カ  
左轉シ兩船綠灯ヲ認ムルニ至リシ際  
金州丸ハ法ニヨリ針路ヲ左轉シ原針  
路ニ復セシニ宮川丸ハ金州丸ノ航路  
ヲ横切ニ至リ危險切迫スルヲ以テ金  
州丸ハ汽笛短聲二發シ左轉ヲ示シタ  
ルニ宮川丸ハ之ニ応シ汽笛短聲ヲ發  
シタルニモ拘ハラズ舵柄ヲ激偏シテ  
右轉ヲ繼續シ同法第貳十一條ニ違ヒ  
タルニヨリ衝突ヲ見ルニ至リタル次  
第ナレハ原告コソ被告ニ対シ損害賠  
償トシテ金七千百九十五円八十三錢

ヲ弁償スヘキモノナルモ被告ハ原告  
ニ対シ其請求ニ応スヘキ謂ハレ毫モ  
ナシト云フニ在リ本件ノ争点ヲ微細  
ニ之ヲ論争セハ稍多岐ニ渉ル觀ナキ  
ニ非サレトモ究竟スル所左ノ二点ニ  
外ナラス

其一 宮川丸ハ衝突以前ニ在テ針路  
ヲ保守セス一旦船首ヲ左転シ後テ再  
ヒ右転シタルモノナルヤ否

其二 兩船接近危険切迫ニ際シ互ニ  
臨機ノ処置ヲ誤マリタル為メ衝突シ  
タルモノナルヤ將タ何レカ一方其処  
置ヲ誤マリタル為メ衝突シタルモノ  
ナルヤ否

其一 宮川丸ハ衝突以前ニ在テ針路  
ヲ保守セス一旦船首ヲ左転シ後テ再  
ヒ右転シタルモノナルヤ否ヤヲ按ス  
ルニ原告ノ所有船登薄屯数貳百五拾  
七屯六四ヲ有スル宮川丸ハ明治三十  
一年十月二十五日午後五時二十八分  
同國小飛島ノ北端ヲ約四鏈半ノ距離  
ニ廻航シ船首ヲ磁針方位約南東微東  
二分ノ一東ニ向ケ一時間約十一海里  
半ノ全速力ヲ以テ航行中同六時三十  
三分頃左舷船首約二点ニ方リ東京市  
麴町区有楽町壹丁目一番地日本郵船  
株式会社即チ被告所有汽船登薄屯数  
貳千四百五十九屯二三ヲ有スル金州  
丸ノ白緑二灯ヲ発見シ爾後其方位ニ  
變更ヲ認メスシテ其儘進航シ来リタ  
ル事実及ヒ被告所有ノ金州丸ハ同年

月日正午肥前國長崎ニ向ケ摂津國神  
戸港ヲ発シ同日六時二十八分頃讃岐  
國高見島ノ北端ニ並ヒ其距離約四鏈  
ノ所ヨリ針路ヲ西微南四分ノ三南ニ  
定メ一時間約十二海里ノ速力ヲ以テ  
進行中同六時三十二分頃右舷船首約  
二点半ニ方リ原告所有宮川丸ノ白紅  
二灯ヲ認メタルヲ以テ同六時三十四  
分頃ヨリ船首ヲ徐々約一点右転シタ  
ル後須臾ニシテ又船首ヲ左転シ来リ  
タル事実ハ当事者間ニ於テ敢テ争ハ  
サル所ニシテ又甲第一号即チ高等審  
判所ノ宮川丸船長藤原利平ニ対スル  
裁定書及甲第七号即チ大阪地方海員  
審判所ノ金州丸水先人賀屋洋介ニ対  
スル判定書ニ依リ之ヲ認メ得ヘク然  
ルニ被告ハ水路部告示第九百八十七  
号ニ依リ宮川丸沈没ノ位置ヨリ測算  
シ尚乙第二号及乙第四号等ノ図面並  
ニ人証ヲ以テ高等海員審判所ニ於テ  
認メタル事実ニシテ尚ホ宮川丸力衝  
突以前ニ在テ針路ヲ保守セス一旦船  
首ヲ左転シ後テ再ヒ右転スルニ非サ  
レハ衝突ノ位置ニ達スヘクモノニ非  
スト攻撃スレトモ凡ソ勞ヲ避ケ逸ヲ  
挾フハ普通ノ常態ナルニ宮川丸カ當  
時小飛島ノ北端ヲ約四鏈半ノ距離ニ  
テ多度津ヘ向ケ一直線ニ航行ノ際ニ  
シテ他ニ障害ノ前途ニ横タハルノ虞  
アレハ格別然ラスシテ金州丸ヲ自船  
ノ左舷ニ認メナカラ其保守スヘキ便

利ニシテ且ツ法則ニ適シタル針路ヲ  
變更シ殊更危險ニ陥ルヘキ愚ヲ學フ  
ノ理由アラシヤ然リ而シテ單ニ水路  
部告示第九百八十七号ニ依リ宮川丸  
沈没ノ位置ヨリ測算シ之ニ加フルニ  
被告ヨリ呈出シタル乙第二号第四号  
等図面ヲ以テセハ或ハ数理上被告主  
張ノ如キ惑ナキニ非サレトモ固ハ之  
レ机上ノ論ニシテ實際ニ於テハ理論  
ノ如ク真直ニ航走スルモノニ非サル  
ナリ又乙第二号乙第四号ノ図面ハ被  
告ノ作製ニ係リモノニシテ宮川丸ノ  
航路上ニ於テ点線等ハ自己ノ利益ニ  
画キタル嫌アルヲ免ガレサルノミナ  
ラス当法廷ニ現出シタル人証ノ如キ  
ハ一モ信用ヲ措クヘキ価値ナキ力故  
ニ到底是等ヲ以テ宮川丸力衝突以前  
ニ在テ針路ヲ保守セス一旦左転シ後  
再ヒ右転シタリト云フヲ得ス況ヤ鑑  
定人今泉利義丹羽教忠柴準一ノ鑑定  
ニ依レハ高等海員審判所ノ裁決ニ於  
テ認メタル事実ニシテ宮川丸カ左  
セスシテ金州丸ト衝突シ水路告示ノ  
位置ニ於テ沈没シ得ルコトナルニ於  
テヤヤ然レトモ宮川丸カ衝突以前ニ  
在テ針路ヲ保守セス一旦船首ヲ左  
轉シ後テ再ヒ右転シタリト否ト又金州  
丸カ宮川丸ニ航路ヲ避ケヘキ位置ニ  
アリタリト否トハ本件衝突ノ直接ナ  
ル基因ニ非スシテ其衝突ノ原因ハ兩  
船接近シ危険切迫ノ際互ニ臨機ノ処

置ヲ誤マリシカ否ニ存ス何トナレバ  
本件ノ事実ハ金州丸カ宮川丸ノ航路  
ヲ避ケヘキ位置ニアリナカラ之ヲ避  
ケスシテ航走シ又宮川丸ハ自船ハ針  
路ヲ保守スベキ權利且ツ義務ヲ有ス  
ト云フノ点ヲ以テ毫モ航路ヲ讓ラズ  
又臨機ノ処置ヲ為サスシテ互ニ航走  
シタル結果直ニ衝突シタリト云フノ  
問題ニ非スシテ兩船接近シ危険切迫  
ニ際シ互ニ臨機ノ処置ヲシテ船ノ操  
縦ヲ試ミタルモ遂ニ其効ナク衝突シ  
タル場合ナレバナリ若シ本件ノ衝突  
ハ前提ノ如キ事実ナリトセン乎金州  
丸ノ暴ハ之ヨリ暴ナリト雖モ宮川丸  
モ亦暴ヲ以テ暴ニ易フモノト云ハサ  
ルヲ得ス苟モ多クノ人命財産ヲ託セ  
ラレタル船舶ノ運轉ヲ掌ル海員ニシ  
テ豈ニ如斯粗暴妄動ノ行為アラシヤ  
故ニ最初原被兩船ノ採リシ航路ノ適  
法ナルト否トハ或ハ多少遠因ノ關係  
ヲ生シ得ヘキモ之ヲ以テ原被ノ損害  
賠償ニ於ケル曲直ヲ断スルヲ得サル  
モノトス

其二 兩船接近危険切迫ニ際シ互ニ  
臨機ノ処置ヲ誤マリタル為メ衝突シ  
タルモノナルヤ將タ何レカ一方其処  
置ヲ誤リタル為メ衝突シタルモノナ  
ルヤ否ヲ按スルニ原告所有汽船宮川  
丸カ金州丸ノ白緑二灯ヲ発見シ以後  
其方位ニ變更ヲ認メスシテ其儘進行  
シ同六時三十七分頃兩船接近シテ他

船ノ汽笛二声ヲ聞キ茲ニ於テ船首右  
舷ヲ始メ汽笛一声ヲ発シ続テ機関運  
転ノ停止及後退ヲ令シタルモ其効ナ  
カリシトノ事実及ヒ被告所有汽船金  
州丸カ宮川丸ノ白紅二灯ヲ認メ同六  
時三十四分頃ヨリ船首ヲ徐々ニ約一  
点右舷シタル後須臾ニシテ船首ヲ左  
舷シ汽笛二声ヲ発シタルニ他船ハ船  
首ヲ左舷シ来リタルニ依リ直ニ機関  
運転ヲ停止シ続テ後退シタルモ前進  
ノ余力ヲ以テ同六時三十八分頃金州  
丸ノ船首宮川丸ノ左舷側ニ衝突シ為  
ニ金州丸ニハ輕傷ヲ生シタルノミナ  
ルモ宮川丸ハ大破損ヲ生シ乍船首ヨ  
リ沈降ヲ始メ衝突後十数分ニシテ衝  
突ノ位置ヨリ約南西微西距離一鐘弱  
所ニ於テ全ク沈没シ其乗組旅客百四  
十七人ノ内五十六人ハ溺死六人ハ行  
方不明トナリタル事実ハ是又甲第一  
号即チ高等海員審判所ノ宮川丸船長  
藤原利平ニ対スル裁決書及甲第七号  
即チ大阪地方海員審判所ノ金州丸水  
先人賀屋洋介ニ対スル判定書並ニ乙  
第三号申明治卅一年十月廿七日付宮  
川丸船長藤原利平海難取調書甲第五  
号中金州丸水先人賀屋洋介ノ差出シ  
タル願末書ニ依リ之ヲ認メ得ヘク而  
シテ原告被告ガ此事実中ニ在テ危害ヲ  
避ケ得ヘキ程度ニ於テ各注意ヲ為シ  
臨機ノ処置ヲ誤ラサルコト固ヨリ  
疑ナキ所ナリ然ルニ事茲ニ出スシテ

原告ハ金州丸ノ灯火方位ニ変更ヲ生  
セサルコトヲ認ムルニ拘ハラズ自船  
カ針路ヲ保守スヘキ点ニノミ固着シ  
両船接近シテ危險ヲ避クル違ナキニ  
至ルマデ依然全速力ノ儘進航シ他船  
ノ汽笛二声ヲ聞キ船首ヲ左舷シタル  
如キ又被告ハ宮川丸ノ白紅二灯ヲ認  
メ六時三十四分頃ヨリ船首ヲ徐々ニ  
右舷シテ衝突ヲ避ケントナシタルニ  
拘ラス之ヲ遂行セス若クハ相当ノ時  
機ニ於テ前進力ヲ減殺セスシテ更ニ  
船首ヲ左舷シ且危險切迫スルニ至ル  
マテ速力ヲ緩メサリシ如キ何レモ互  
ニ臨機ノ処置ヲ誤リタルモノト認メ  
サルヲ得ス然ルニ原告ハ海上衝突予  
防法第十九条及同第二十一条ニ因レ  
ハ衝突ノ虞レアル場合ニ在テ他船ヲ  
右舷ニ見タル船カ他船ノ航路ヲ避ケ  
ヘクシテ其他船ハ針路及ビ速力ヲ保  
タサル可ラス此ノ如キ場合ニ於テ針  
路及速力ヲ保テタル宮川丸ハ臨機ノ  
処置ヲ為サヘキモノナリト云ルモ果  
シテ然ラバ本則ト變則トヲ応用スヘ  
キ場合常ニ相撞触シテ本則ヲ守リ  
タル者ハ必ラス臨機ノ処置ヲ為サヘ  
ル違法アリト云フニ至ラン豈如斯  
理アラシ哉予テ防法第二十七条ヲ適  
用ス可キ場合ハ其明文ニアル如ク本  
則ヲ履行シ能ハサル特殊ノ場合ナリ本  
件ニ於テハ若シ金州丸ハ暗礁ノ為メ  
右舷ヲ継続スルコトヲ得スト云フカ

如キ事情ノ存スルニ於テハ宮川丸ニ  
臨機ノ処置ヲ為ス可キ責務アルベキ  
モ本件ニ於テハ如此事情ノ存セサル  
場合ナルヲ以テ宮川丸ニ毫モ過失ナ  
シト攻撃スレトモ是レ偏ニ自船ガ針  
路及ビ速力ヲ保守スヘキ位置ニアリ  
タルノミ固着シ殆ント臨機ノ処置ヲ  
為スヘキ場合アルコトヲ忘却シタル  
論旨ト云ハサル可カラズ抑モ海上衝  
突予防法第十九条同第二十一条ハ本  
則トシテ二船ノ内一船ヨリ他船ノ航  
路ヲ避クルトキハ他船ニ於テ其航路  
及速力ヲ保ツヘキコトヲ規定シタル  
コトハ論ヲ俟タサル所ナルモ此ハ所謂  
普通ノ場合ヲ示シタルニ止マリ若シ  
其一船カ他船ノ航路ヲ避ケスシテ走  
行シ来ル場合ニ於テモ他船ハ依然必  
ス其航路及速力ヲ保ツヘシト命令シ  
タルモノニアラサルナリ故ニ一船ニ  
於テ航路ヲ避ケヘキ位置ニアルト否  
ト又暗礁等ノ為メ右舷ヲ継続スルコ  
ト能ハサルト否トニ拘ラス他船ニ於  
テ依然航路及速力ヲ有テアリテハ危  
險ナリトノ場合ニ在テハ臨機ノ処置  
ヲ為スヘキハ当然ノコトニシテ又是  
レ自船ヲ安全ノ地位ニ置クヘキ自然  
ノ効キナリト云ハサルヲ得ス況ンヤ  
鑑定人今泉利義丹羽教忠柴準一ノ鑑  
定ニ依レハ宮川丸ニ於テ六時三十七  
分頃即チ衝突一分前金州丸ノ短声二  
発ヲ聞キタル際若シ其針路ヲ右舷セ

スシテ左舷シタル時ハ衝突ハ免レタ  
リトノコトナルニ於テモヤ  
又被告ハ最初金州丸カ針路ヲ右舷ス  
ルヤ図ラスモ宮川丸ハ針路ヲ左舷シ  
タルヲ以テ金州丸ハ針路復旧ノ為メ  
左舷ヲ為シタルモノニシテ其事実  
ヤ両船接近シ危險切迫スル遙カ以前  
ニ在リ而シテ金州丸カ左舷ヲ為シ  
タルハ實際ニ宮川丸ハ又モ図ラスモ  
針路ヲ右舷シタルニ依リ金州丸ハ直  
ニ汽笛二声ヲ發シテ左舷ヲ為シツ、  
アル旨ヲ信号シ且ツ機関ヲ後退シタ  
ル次第ナレハ過失ハ宮川丸ニ在テ金  
州丸ニアラスト攻撃スレトモ此間宮  
川丸ノ左舷シタル証左ト認ムヘキモ  
ノナキノミナラス金州丸カ宮川丸ノ  
航路ヲ避ケン為メ船首ヲ徐々ニ右舷  
シタルハ僅カニ衝突シタル時ヨリ四  
分前ノコトナレハ此際ニ在テ臨機ノ  
処置ヲ為スヘキニ然ラスシテ須臾ニ  
シテ船首ヲ左舷シ進航シタル如キハ  
到底適當ノ処置ト認ムルヲ得ス之ヲ  
要スルニ両船接近危險切迫ニ際シ原  
被互ニ臨機ノ処置ヲ誤リタル結果衝  
突ノ不幸ヲ招キタルモノニシテ其過  
失ニ輕重區別アルヲ認メサルハ本訴  
反訴共ニ損害要償ノ因ナシト判定シ  
タル所以ナリ

高松地方裁判所丸亀支部

裁判所判事 岩崎 直保

判事 石井 冠八郎

判事 久次末 清人  
此正本ハ原本ニ依リ之ヲ作ル

明治三十四年四月五日

高松地方裁判所丸亀支部

裁判所書記 位 島 時 次  
以 上

因に、海上衝突予防規則に關して、穂積重遠先生は、其著「法学通論」に次の如き興味あることをかゝれている（同書一〇四頁参照）。『明治初年の法令で通俗的といふ点から最も注目すべきものは、明治七年一月十八日大政官布告第五号「海上衝突予防規則」である。これは総振仮名附の法律であつて、御丁寧にも右側に発音の仮名左側に説明の仮名が振つてある。即ち

海上衝突予防規則  
かへいこうしやうぶつ よほうきせうてく  
きるのうへごゐたよりんりきまり

第三條 蒸汽船 航海中は必ず左の諸灯  
じようきせん かいかいちゆう かならず しのしやうとう  
まへのたはしらのまきしやうとうをあけ

火を標すべき事  
かゐをへうすべきこと  
あかりをきせ

甲 前下、檣頂に白灯を標す（下略）  
ぜんか じやうてい に ぱくとう を へうす（げりやく）  
まへのしたはしらのまきしやうとうをあける

乙 右舷に緑灯を標す（下略）  
うぎげん りよくとう を へうす（げりやく）  
おみかぢあふたうをきせ

丙 左舷に紅灯を標す（下略）  
さげん ちゆうとう を へうす（げりやく）  
とりかじあふたうをきせ

と云ふ様ふ具合である。そして右第三條に「附言」として

檣頂の白灯及左右の紅緑灯を能く記憶する為の歌あり  
おほてい ぱくとう 及び さんごうの ちゆうりよくとうを ねんきよく かいおくする ため の うた あり

大船にともすともしび上は白  
おほぶね に ともす ともし びう へは ぱく

みぎはみどりに左くれない  
みぎは みどりに ざく くない

此歌を暗記し置くべし但しみぎはのみの字はみどりのみの字なれば覚え易し  
このうたを あんきし 置く べし だが みぎは の みの じは みどりの みの じなれば 覚え やすし

又英亜等にては「ポート・ワイン」  
また えいあ 等 にて は 「ぽーと・わいん」

（ポート産の赤酒）は赤しと云ふことを記憶すべしと云へり是れ左舷と「ポート・ワイン」の語よく対して共に赤

きを以てなり、  
きを も いて なり、

と書き添へてある。総ルビ附きて「三十一文字」と記憶術と西洋の地口とがはいつて居る法文と云ふのは頗る珍だが、此布告は船頭漁夫にも十分呑込ませねばならぬ規則故特に意を用ひたものらしく、平仮名にしたのなどもなるべく親しみのある様というのだらう。今日此様な法案を法制局へでも持つて行つたならば、定めし笑はれ叱られることだらうが、著者は敢てこれこそその眞の法律なれと言ひたい。今日の法律に和歌を入れるではないが、和歌でも入れる位の和らぎがあつて欲しいものである（以下略）』

（商学部教授）

關西大學 法制史學會 共編  
關西大學經濟學會經濟史研究室

## 大阪周邊の村落史料

A5判 フランス綴箱入

### 第一輯（庄屋文書）

既刊

一二〇頁 頒価 金四〇〇円

本輯に選んだのは訴訟に關する書類の多い河州松原村、摂州味舌、耳原兩村の庄屋留書である。

### 第二輯（耕肥、拝借銀、頼母子）

既刊

一七〇頁 頒価 金三五〇円

本輯に選んだのは、農耕の基となる肥料と、その購入資金と入手方法に払つた農民の努力と法律關係、および金融、とくに御発起無尽と称せられる藩政頼母子の運営等に關する書類である。

### 第三輯（証文集）

近日刊

約二二五頁

（なお御入用の方は大學出版部へ直接御注文下さい）

發行者 關西大學  
發售所 關西大學出版部

大阪市淀区長柄中通二丁目

# 学内報

## 新学長に岩崎教授

現岩崎学長の任期が十一月十七日で満了となる為、後任学長選挙は、十一月十一日連合教授会(教授、助教授、専任講師、助手九十九名)で選挙の結果、岩崎卯一教授(法学部)が三度び選ばれ、十五日の理事会において可決、十一月十九日付にて学長に任命された。



岩崎学長 岩崎卯一 正四年本学専門部卒、同九年米岡コ

ロンビア大学社会学部卒、ドクトル・オブ・フイロソフイ、同十年関西大学教授に就任以来、法文学部長、図書館長を歴任、昭和二十一年法学博士の学位を授与され、同二十二年五月学長に就任、同二十五年退任、同二十八年学長に再度就任、現在にいたる。

## 定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第二項に基いて、十一月五日(月)午後三時より天六学舎において定例評議員会を開催。事業報告、財産の取得に関する件(千里山学舎体育会館並びに体育実技場移転に伴う地買収の件)、人事委員会、寄附行為改正委員会及び其の他の委員会委員の選任に関する件、等につき審議した。

出席者(敬称略 五十音順)  
明石三郎 阿部甚吉 池田信之助 今井康兼 岩佐清三郎 岩崎卯一 浦野健二郎 江里口春志 越智比古市 大

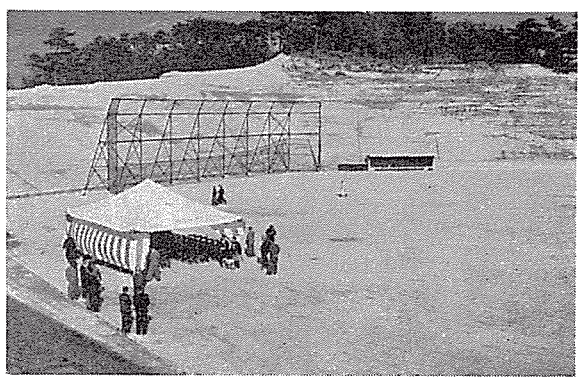
小島真二 大島武夫 大森俊次 岡野衛士 榎本信雄 勝島芳松 桂忠雄 門上敏夫 神宅賀壽恵 寒川喜一 川口勇 小寺小市郎 小林巖 白川朋吉 関豊馬 高垣善一 竹澤喜代治 竹下百馬 千歳克郎 戸根泰雄 中石清一 中山幸市 長尾昇 長柄金吾 浪江源治 仁尾常壽 西村治三郎 西本寛一 野間秀泉 久井忠雄 平井三朗 深川實 福島四郎 本多喜慶 堀正人 三島律夫 水谷撥一 宮崎平 村尾静明 村上精三 八百村稔 矢口孝次郎 矢口家治 矢野文雄 吉田一郎 吉富二郎

## 秀麗寮増築入寮式

千里山外苑にある秀麗寮の増築は、七月から行われていたが、この程新装成り、十一月八日午後四時より学長、専務理事、学生部長等列席し入寮式を挙行した。なお増築は六十四名分、学生生活をより良く豊かにする為、多いに役立つであらう。

## 第二運動場開き

十一月十四日(水)午後二時より第二運動場開きとして、役員、評議員、教職員学生等約六十名参列のもとに、清祓式を神式にて挙行した。  
なお、第二運動場は主として公式野球場として、本年六月から施設し、約三千



第二運動場

平方米でレフト九〇米、センター一一〇米、ライト九〇米で、本学としては初めての野球専用グラウンドで、今夏野球全国優勝と共に、本学の歴史に榮ある一頁を加えるであらう。

## 人事異動

昭和三十一年十一月十八日付  
任期満了につき学長の職を解く  
教授 岩崎 卯一

昭和三十一年十一月十九日付  
学長に任ずる 教授 岩崎 卯一

## 教授の諸活動

## 学会出張

◇文学部金子又兵衛教授は十月三十日から十一月三日まで中央大学における日本近世文学学会に出席。

◇文学部横田健一教授は、十一月四日より七日まで天理大学における日本人類学会、日本民族協会連合大会に出席。

◇経済学部杉原四郎教授は、十一月八日より十二日まで神戸商大における計量経済学会に出席。

◇文学部有坂隆道専任講師、藺田香融助手は、十一月七日より十二日まで東京大学における史学会大会に出席。

◇短期大学部入江深教授は十一月十四日から十八日まで岡山における日本機械学会総会に出席。

◇文学部吉永登教授は、十一月十日より十二日まで天理大学における万葉学会に出席。

◇文学部金戸嘉七、中井駿二両教授は、十一月十五日より十九日まで上智大学における日本新聞学会秋季理事会に出席。

末永教授  
「なにわ賞」受賞  
文学部末永雅雄教授は、十一月三日(土)「文化の日」に大阪府教育委員会より「なにわ賞」を受賞した。

なお「なにわ賞」は府民文化に貢献した人々に贈与するもので本年で六回目、本学から石浜教授に次で三人目で、府下の古文化調査や府民の古文化に対する啓発に努めたかどで贈られた。

# 大学祭

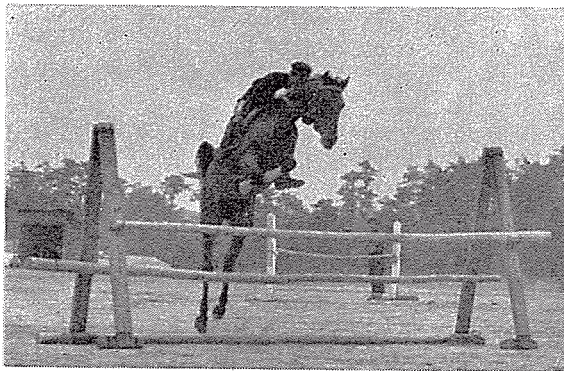


体育会リレースタート

第二十七回大学祭は、落葉散る十一月二、三の両日、紅葉彩る千里山学園において盛大に挙行された。一日目は小春日和の日ざしに肌ほのかに汗ばむ好天気、二日目午前中薄曇、午後小雨降る中、第一会場では若人はグラウンド一杯に青春の血を燃し数々の熱戦妙技を繰り展げ、第二会場は各部の公開試合が行われ、各部の雄大な演技にただ感心する観衆に埋り、第三会場第一学舎講堂にては文化部の軽音楽、コーラス、吹奏楽、邦楽放送劇等々各文化部の出演に依る演技熱演にアンコールの続出、第四会場第二学舎各教室では展示会が開かれ、美術の秋、読書の秋にふさわしい学術展示に感銘を与えた。又第一学舎二〇二教室では物静かに

レコードコンサートに耳をかたむけうつとりと聞いている人々、大学院の映画上映を楽しむ人々で、一万余の大観衆は小雨にも拘らずタやみせまる頃迄足を止め盛大な大学祭であった。

第一日九時より入場式が行われ、最初の関大一高生による合同体操、朝日に輝くグラウンドに合同の団体美をグラウンド一杯に繰り展げて大学祭の第一日が始まり、かわい幼稚園の遊戯、ゲジゲジ競争と回を重ね、府下高校生の八百米リレーには先輩等の元氣な応援に客え力走に力走、続いて煙突競争、パン食競争と後輩に負けじと日頃の勉強も忘れゴールへ真直線に跳び込む元氣さ、フィールドでは、体育会対抗の棒倒し、各部が色とりどりのユニホームに身をかため豪快の一言につきる棒高倒しに拍手、続く馬術部の障



障害飛越鮮やかなホーム

害飛越競技のスリルと妙技に拍手の雨を降した。最後の体育会リレーは全学生の見守る中で三十五部余は日頃の斗志と熱でグラウンドに物凄いフアイトで走りまくる第一会場の競技を終った。第二会場では、空手部、弓道部、レスリング部、フエンシング部の招待試合、公開練習が行われ、一方講堂では十時より葺の葉コーラスで元氣な歌声に始まり終始拍手とアンコールの中、軽音楽、吹奏楽、邦楽等種々多彩な催し物に観衆をわかった。



関大名人踊り

ームに一時は拍手も忘れ完全に魅了された。又全日本野球大会の時テレビで全国の人々に感銘を与えた派手な応援団乱舞に一般観衆は珍らしさも手伝つて大高評であった。特設競技場では昨年に増して弓道空手、相撲、拳闘等肉弾相打熱戦を展開し、大学祭の熱と興奮が最高調に高まる中、海蔵寺体育部長を先頭に関西大学が全国に誇る体育会が各部の部旗を先頭に優勝旗、カップを手に手に堂々の行進、先輩、現役の功労者の表彰が行われ、続いて有志団体の仮装行列にグラウンドは笑の中につつまれた千里山のおつちこつち奇妙な声と共に関大名人の土人踊りが始まり、小雨の中薄暗くなつた千里が丘グラウンド一杯せましく踊りまくり学生生活の楽しい一頁を刻み、学長の挨拶に「昭和三十一年度の大学祭を、これから三十年後に創立一世紀を迎えるわが関西大学、つまり創立百年記念祭を行うであらう関西大学への第一歩を刻む行事として挙行して欲しい」と述べられた如く、ここに関西大学の発展へ一歩一歩と進む行事として盛大に幕を閉じた。

昭和三十一年十一月三十日発行

関西大学學報 第二九七號

編集兼 久井 忠雄

発行人 大阪府北区川崎町三八

印刷所 ナニワ印刷所

電話(35)七二七二番

発行所 大阪府大淀区長柄中通二丁目

電話(35)二〇七二番

振替大阪二六七二番



## 関西六大学野球リーグ

### 優勝を逸す

九月八日から開幕された関西六大学秋季リーグ戦は、先に春季リーグ、全日本大学野球に優勝した本学は優勝の最右翼として他校からマークされ、前半神大、京大を軽く破ったが、対同大戦一勝一敗、対関学戦にはエース村山が不調でこれに伴う打戦が低調で苦戦し、一回戦は勝つたものの二、三回戦に連敗、十一月三、四日両日の優勝をかけた対立命戦に一点差で惜敗、三位に甘じた。

記録

十月十三日 一回戦 於日生球場  
 関大 1,000 0000 00001  
 京大 0000 0000 00000

関大 音田、村山―上田  
 京大 是永、津田―大村  
 十月十四日 二回戦 於日生球場  
 関大 0100 4000 00011  
 京大 0100 4500 10011

関大 森本、高橋、前川―上田  
 十月二十日 一回戦 於日生球場  
 関大 0000 0100 20015  
 関学 0100 0030 00014

関大 村山、森本、音田、前川―上田  
 関学 矢形、田原―河下  
 十月二十一日 二回戦 於日生球場  
 関大 1001 0001 00012  
 関学 0001 0001 00012

関大 村山、前川―上田  
 十月二十一日 三回戦 於日生球場  
 関大 0000 0200 00011  
 関学 0000 0200 00011

関大 村山―上田  
 関学 高浜、矢形―河下  
 十月二十六日 三回戦 於日生球場  
 関大 1000 0001 00011  
 同大 1000 0001 00011

関大 森本、前川―上田  
 同大 太田―進迎  
 十一月三日 一回戦 於日生球場  
 関大 1200 0000 00012  
 立命 1000 0000 00013

関大 村山―上田  
 立命 内橋―平岩  
 十一月四日 二回戦 於日生球場  
 関大 0000 0000 00001  
 立命 0000 0000 00001

関大 音田、前川―上田  
 立命 内橋―平岩  
 十一月四日 二回戦 於日生球場  
 関大 0000 0000 00001  
 立命 0000 0000 00001

### 初優勝

第六回西日本学生相撲山坂大会は十月十五日田辺山坂神社常設相撲場で選抜五

校でリーグを行い、団体戦では四勝全勝で初優勝し、個人戦も小川、山村の本学同士の対戦となったが、小川が突き出しで初の栄冠を握った。

第十六回西日本学生相撲選手権大会は十月二十日、藤井寺で行われ、関学、同志社等を破り、四勝十九点で団体戦に優勝個人戦に本学選手が近大・片岡選手をすくい上げて破り初優勝を遂げた。

記録

十月十五日 西日本学生相撲山坂大会 於山坂神社相撲場

団体戦  
 関大 4―1 立命  
 関大 3―2 同大  
 一位関大四勝、二位関学三勝、三位同大二勝

個人戦  
 準決勝 小川(関大)よりきり 壽(関大)  
 山村(関大)つき出し 田畑(立命)  
 決勝 小川(関大)押し出し 山村(関大)  
 十月二十日 西日本学生相撲選手権大会 於藤井寺

団体  
 関大 5―2 立命  
 関大 5―2 同大  
 一位関大四勝十九点、二位関学三勝十四点、三位近大二勝十二点



優勝の相撲部

個人  
 準決勝 片岡(近大)つり出し 畑中(近大)  
 壽(関大)よりきり 久保(近大)  
 決勝 壽(関大)すくい上げ 片岡(近大)



優勝のホツケ一部

## 関西学生ホツケ―秋季リーグに

### 優勝

関西学生ホツケ―秋季リーグは、十月二十日から星光学園で挙行され、本学は五戦全勝で優勝を飾った。

記録

関大 13(4100)0 和歌山大 10月20日 於星光  
 関大 10(8100)0 大市大 10月21日 於星光  
 関大 11(29100)0 天理大 10月27日 於星光  
 関大 10(51100)0 甲南大 11月3日 於星光  
 関大 1(10100)0 関学大 11月4日 於磯土



# 校 友

## 富山支部総会

八月二十六日富山駅前「榊常」に於て出席者二十五名(内十一名学生)で総会を開催。

古屋支部長の挨拶に始まり、学生側代表の挨拶、幹事の経過報告があり後役員の改選を行った。

当日決定役員

支部長 安田 倫藏

副支部長 橋詰 兼義 延谷 謙三

幹事 矢内原和(長) 釣谷 巖

顧問 久男 小森 実

顧問 古屋 東 栗山 基一 宮本 五郎

顧問 児玉信次郎 中島 正文 福村 信雄

出席会員

古屋東 栗山基一 宮本五郎 児玉信次郎 河合省

三 橋詰兼義 宮田一良 川西庄造 矢内原和一

延谷謙三 関岡久男 高岡孝 小森実 尾久信一

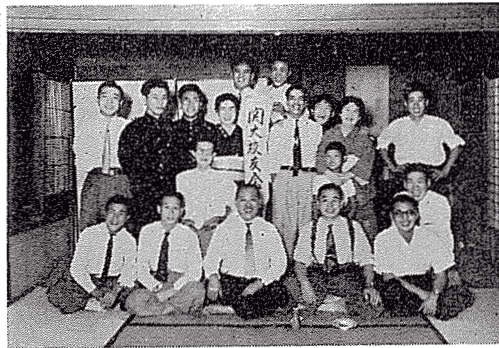
## 西成支部総会

十月六日(土)午後六時より千日前「喜楽」に於て第三回総会を開催。連絡不充分のため参加者は十九名であったが、支部活動と将来について大いに話し合い意義ある会であった。後懇親会に移ったが学生時代を偲びつつ談笑のうちに午後十時を閉じた。

十月十七日(土)午後七時より守口市の「中島屋」料亭に於て本多支部長の評議員当選祝賀を兼ねて例秋季総会を開催。本部より矢野常務監事が出席、来賓として卒業生の就職で日頃お世話になっている木崎守口市長、木田守口市教育長の御出席を得、会員五十四名の多数出席の下に盛會裡に午後十時半散会した。

## 天理支部設立総会

十月十七日(土)午後七時より守口市の「中島屋」料亭に於て本多支部長の評議員当選祝賀を兼ねて例秋季総会を開催。本部より矢野常務監事が出席、来賓として卒業生の就職で日頃お世話になっている木崎守口市長、木田守口市教育長の御出席を得、会員五十四名の多数出席の下に盛會裡に午後十時半散会した。



天理支部設立総会

会場は新支部長長井政次氏の宅であり、一家をあけてのもてなしに初会合ともおもえぬ和やかな雰囲気をもし出し、学生時代の想い出話に、将来の大きな抱負に時の経つのを忘れて打ち興じ午後十時学歌斉唱を最後に宴を閉じた。

決定役員  
支部長 永井 政次  
幹事 和田 秀一 千田 茂治  
会計 金子 真幸  
事務所 天理市川原城近鉄天理駅前栄源喫茶店(天理四三六番)

## 守口支部秋季総会

十月十七日(土)午後七時より守口市の「中島屋」料亭に於て本多支部長の評議員当選祝賀を兼ねて例秋季総会を開催。本部より矢野常務監事が出席、来賓として卒業生の就職で日頃お世話になっている木崎守口市長、木田守口市教育長の御出席を得、会員五十四名の多数出席の下に盛會裡に午後十時半散会した。

## 陸上競技部

第十三回日本学生東西対抗競技大会は十月十四日千葉市営競技場で挙行され、本学から代表選手として中島(走幅、三段、高跳)河野(走幅、三段、百十米障害)小山(棒高)清水(砲丸)野村(百十米、砲丸)各選手が各選手の出場、中島選手が走幅跳に七米三を跳び優勝した。



又中京大学及法政大学の定期戦は十月十三日名古屋で中京大と、十月十五日東京で法政大学と対戦、百米戦、野村選手が十秒七の高記録を作ったのみで一般に低調であった。

行われ、本学は昨年に引続きフルール、サーブル共岸田選手が優勝を成した。

記録(本学関係のみ)  
フルールの部 十月十四日 岸田博文 二位中川裕之 三位立花昭生  
サーブルの部 十月二十一日 岸田博文 二位立花昭生 五位中川裕之  
エツベの部 十月二十日 岸田博文 四位高橋秀明 五位立花昭生  
二位山本久米雄 三位岸田博文 四位高橋秀明  
サーブルの部 十月二十一日 岸田博文 四位高橋秀明 五位立花昭生  
優勝岸田博文 二位立花昭生 五位中川裕之

## 多数国体参加

第十一回国民体育大会は十月二十七日より兵庫県下に於て行われ、本学から多数選手が参加し、スポーツ精神を発揮して堂々と競技を行い、好成績を治めた。なお本学の参加者は次の通りである。

- 背尾茂雄(卓球・文四) 稲葉治雄(拳闘・経四)
- 佐藤 豊(拳闘・経四) 小川悦毅(拳闘・経三)
- 鷺見恭裕(拳闘・経三) 小原鉄也(拳闘・文三)
- 昭男(拳闘・文二) 天木勝彦(拳闘・経二)
- 岸田博文(フエシシ) 立花昭生(フエシシ)
- 山本久米雄(フエシシ) 高橋秀明(フエシシ)
- 茂萩慶三(フエシシ) 藤江 宏(射撃・経二)
- 笠木大海(柔道・経二) 中島明博(陸上・経四)
- 柳沢重郷(アイススケ) 小山邦弘(アイススケ)
- 中島弘行(アイススケ) 岡本益弘(アイススケ)
- 飯田恭三(アイススケ) 山本利秋(弓道・法三)
- 小牧清造(馬術・文四) 山下根宏(馬術・法四)
- 藤本義弘(馬術・法四) 小川好之(馬術・法四)
- 尾崎英輔(レスリング) 岩本盾一(レスリング)
- 佐々木敏(レスリング) 宇賀大三(レスリング)
- 乾 哲夫(レスリング) 若林正敏(レスリング)
- 竹谷政雄(レスリング) 高取正美(レスリング)
- 佐藤康晴(ハンドボー) ル・経二

松阪支部創立総会

十月二十一日(日)午後三時より松阪市「翠松閣」に於て、大学より久井専務理事出席会員十一名参集のもとに創立総会を開催、開会の挨拶の後議長に湯浅氏を選出。次いで支部結成に至る迄の経過を時田早苗氏より報告、各出席者の自己紹介を終つて松阪支部規定の審議に移り、引続き別記の通り役員を選出。

湯浅支部長挨拶の後、久井専務理事より大学の近況、新理事会による今後四年間の発展計画、財政問題について説明があり有意義な数時間を過した。後別室にて祝宴を開き午後九時盛會裡に解散した決定役員

支部長 湯朝 竜門  
副支部長 小倉俊三郎  
計 時田 早苗  
幹 事 高橋勝太郎 吉川 陽造 大谷 利造  
眞鍋 尚忠(他に尾鷲、熊野、南北卒業方面より幹事一名は未定)

出席者

小倉俊三郎 大谷利造 鎌倉守 高橋勝太郎 立花貞三 田中勘一郎 時田早苗 眞鍋尚忠 山際幸生 湯浅竜門 吉川陽造

昭五会秋季例会

昭和五年大学部卒業生から成る昭五会は、去る十月二十六日(金)午後六時市内南区周防町「南宝園」にて開催。

二十六年振りに逢つた人もあつて懐旧の情切なるものがあつた。

出席者

河野吉治 島田信一 永島房二 高橋猛 中石清一 今井司 宇津呂義雄 藤本栄治郎 鈴木武夫

福岡支部秋季総会

十月二十七日(土)午後五時半より福岡市「翠藤」に於て秋季総会を開催。

大先輩池田重吉、浅沼猪助の両氏は共に病臥中の為、出席できなかったことは一抹の淋しさを感じさせたが、金子、許斐、西岡、池田各氏が新たに顔を出され、那珂川畔の秋色を愛でつつ、和気霽々裡に博多の美枝をはべらせて歓談数刻、母校の発展と校友会の隆昌を祝福し学歌を高唱し、母校の万才を三唱して午後十時散会。

出席者

支部長 清原俊之助  
幹 事 高瀬 卓三 須田善三男 土屋 司  
会 員 八田 薫 安藤 幸造 釘崎 幸義  
宮本 信義 大原英次郎 金子 斌  
許斐 茂明 福原徳三郎 中村 敬直  
池田富美雄 西岡 三隆

川西支部主催関西大学

講演と映画の夕

十月二十七日(土)午後六時半より川西市公会堂に於て川西支部主催のもとに一般市民を対象として関西大学講演と映画の夕を開催した。

約百五十名の参加者を得、母校関西大学の映画二巻、続いて文化映画四巻を上映し、その間に副支部長松崎友一氏の開会の辞、伊丹支部長の挨拶、支部長滝井義男氏の「関大建学の精神」と題する講演及び幹事長蓮井敏雄氏の「川西市政の動向」などの講演を来田政和、三宅啓正両氏の司会のもとに行つた。

一般市民を対象とするこの様な会を催す

ことは最初の試みであつたが、予想以上の盛會であり川西市民をして関西大学の存在につき大いに認識を高からしめたという感が強かつた。

大阪支部秋季総会

春の総会は竜田、法隆寺から信貴山へ大和路を行楽の一日を楽しんだので、秋は市内の足場のよい所で開くことになり、阿倍野の「煉泉閣」で十月二十九日午後六時半から開催した。学校側から岩崎学長、白川理事長、久井専務理事、矢野常務監事も出席。

中務支部長は岩崎学長が去る九月に無事大任を果して帰朝された祝詞と前月行われた母校の評議員選挙に当り、当支部から十七名の多数が当選されたことに祝意を表し、かねて会計報告をされた。次いで岩崎学長から三ヶ月に亘る欧米の学事視察の報告があつて開宴。いつに変わぬ和やかな雰囲気につつまれた、良夜の宴であつた。

出席者

白川理事長 岩崎学長  
久井専務理事 矢野常務  
監事 大西校友課員  
会 員 側  
秋山剛 石原孫市 一本  
正光 梅原貞治郎 海野  
円城 上田潤二郎 江里  
口春志 榎本昭 岡本重  
治 大石雄一郎 大月伸  
大島武夫 鎌田嘉之 榎  
本信雄 神屋敷民藏

奈良支部総会

十一月二十八日(日)午後三時より古都奈良の三笠山麓「むさしの」で三十一年度総会を開催。母校より高木教授が出席講演「欧米に於ける各国民性に就いて」に非常に興味深く耳を傾け、宴たけなわとなる頃牝鹿恋う鹿の鳴く音に和して学歌が高らかに唄われた。

役員を改選したがその結果は別記の通りである。

新役員

支部長 高橋 正次(留任)  
副支部長 松村常太郎

昭和31年 校友名簿

昭和28年度版を増補・改訂しました  
同窓との親睦連絡に  
せひ御利用下さい

— 収載人員二六、〇〇〇余名 —

申込先

關西大學校友課  
大阪府大淀区長柄中通二丁目  
振替大阪一三二八七五番

# 記念植樹募集

昨秋創立七十周年を記念して施設の拡充を図り、千里山及び天六両学園に近代建築の学舎を完成し得ましたことは洵に御同慶に堪えません。

さて、この構築美に配するに樹木や芝生の景観美を以てし、造園技術の粋をあつめて、教育環境を形成することは、日々これに接する学生達にあるいは憩いの、あるいは思索の場所を与え、学習研鑽の資となるべく、また、学窓を出でては学舎と共に、一本の樹木にも母校への思慕の情を抱かしめるであります。

かかる教育環境形成の重要性に鑑み、本学では植樹造園につとめたいと存じておりますが、また、有志の方々からこの趣旨に御賛同下されて樹木の御寄附にあづかり得ば幸甚に存ずる次第であります。

昭和三十一年十一月

## 關西大學

何卒右趣旨に御賛同を賜りまして、単価表により樹木御指定の上左記宛御申込下さいます様御願申し上げます。

### 一、樹木単価表

|          |                     |         |
|----------|---------------------|---------|
| イ、楠      | (高さ十尺、巾七尺、太さ目通一尺)壹本 | 一〇、〇〇〇円 |
| ロ、銀杏     | (高さ七尺、巾三尺、太さ目通四寸)同  | 三、〇〇〇円  |
| ハ、南豆ハゼ   | 樹(高さ八尺、巾五尺、太さ目通六寸)同 | 六、〇〇〇円  |
| ニ、山桜     | (高さ七尺、巾三尺、太さ目通二寸)同  | 五、〇〇〇円  |
| ホ、ユーカリ   | (高さ八尺、巾三尺)同         | 五、〇〇〇円  |
| ヘ、メタセコイア | (高さ四尺一五尺)同          | 一、五〇〇円  |

単価表の値段は送料、植込材工並に根着き迄(枯れた場合は撤去)の責任保証となっております

### 二、記念植樹御申込先

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 關西大學校友課 | 大阪市大淀区長柄中通二ノ一二<br>振替口座大阪一二八七五番 |
|---------|--------------------------------|

### 三、只今迄の申込者(十一月二十日現在)

|          |        |     |
|----------|--------|-----|
| 昭六会      | ユーカリ   | 三本  |
| 西成支部     | メタセコイア | 二本  |
|          | ユーカリ   | 二本  |
| 大阪支部     | 銀杏     | 一本  |
| 大阪府庁支部   | 楠      | 二本  |
| 西尾専太郎    | 楠      | 一本  |
| 伊丹支部     | 山桜     | 百本  |
| 昭三会      | 山桜     | 二十本 |
| 友粋会      | ユーカリ   | 十三本 |
| (昭十三専二部) |        | 三本  |

## 關西大學 法學論集

### 創立七十周年 記念特輯

三四九頁・かがり巻表紙  
頒価 金三百五十円

## 關西大學 經濟論集

### 創立七十周年 記念特輯

二九〇頁・かがり巻表紙  
頒価 金三百五十円

## 關西大學 文學論集

### 創立七十周年 記念特輯

七二〇頁・かがり巻表紙  
頒価 金七百円

## 關西大學 商學論集

### 創立七十周年 記念特輯

二七一頁・かがり巻表紙  
頒価 金三百五十円

## 關西大學 出版部

發行所 關西大學出版部  
大阪市大淀区長柄中通二丁目